

令和7年度 集団指導 高齢者虐待防止の取組について

宮崎県高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム
宮崎県社会福祉士会 緋川 易典

本日のながれ

1 虐待とは

2 虐待防止と対応



市町村・都道府県における高齢
者虐待への対応と養護者支援に
ついて(国マニュアル)

(令和7年3月)

1 虐待とは

1 虐待とは

虐待に関する法律

	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)
施行日	平成18年4月1日
目的	この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、 <u>高齢者の尊厳の保持</u> にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって <u>高齢者の権利利益の擁護に資すること</u> を目的とする。
対象者	65 歳以上の者

1 虐待とは

虐待に関する法律

	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)
虐待する側	①養護者 ②養介護施設従事者等
定義	i 身体的虐待
	ii 介護、世話の放棄・放任
	iii 心理的虐待
	iv 性的虐待
	v 経済的虐待

1 虐待とは

高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法

定義

高齢者とは

①65歳以上の者。
②高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
※65歳未満の者も高齢者に準じて対応する。

養護者とは

「養護者」とは高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいう。
※同居していなくても例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられる。

養介護施設従事者等とは

老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者。

1 虐待とは

養介護施設従事者等の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者 <u>※直接介護サービスを提供しない物（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職員も含まれる（法第2条第5項）</u>
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

1 虐待とは

高齢者虐待の定義

区分	養護者	養介護施設従事者等
i 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	同左
ii 介護、世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。</u>	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置 <u>その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</u>
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	同左
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	同左
v 経済的虐待	<u>養護者又は高齢者の親族が</u> 当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

1 虐待とは

高齢者虐待の例

区分	具体例
i 身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※1) など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・<u>身体を拘束</u>し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。) ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など

(※1)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。

例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

1 虐待とは

高齢者虐待の例

区分	具体例
ii 介護、世話の放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる など ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など

1 虐待とは

高齢者虐待の例

区分	具体例
iii 心理的虐待	○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など

1 虐待とは

養護者による高齢者虐待類型(例)

区分	具体例
iv 性的虐待	○本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など

1 虐待とは

養護者による高齢者虐待類型(例)

区分	具体例
v 経済的虐待	○本人の合意なしに(※2)、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

(※2)本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の子帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3)経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

2 虐待防止と対応

4 虐待防止と対応

身体拘束に対する考え方

原則禁止である。「**緊急やむを得ない場合**」に該当する**3要件**
をすべて満たすことが必要

- ①**切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②**非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③**一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

●留意事項➡身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じること(令和6年度介護報酬改定)

- 1、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 2、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 3、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。

2 虐待防止と対応

「〇〇ちゃん」と呼ぶことの是非について

<見解>

高齢者本人と施設従事者等は支援する側と支援を受ける側という明確な関係性・立場の違いがある。

立場の違いがあるにも関わらず、その**立場の違いについて何らの配慮をすることなく**、また、本人と職員とに**どれだけの関係性が作られているか**について慎重な配慮をすることなく、安易に親しげな表現として「あだ名で呼ぶ」

⇒本人に屈辱的な思いや心理的ダメージを与えることになりかねない

2 虐待防止と対応

経済的虐待の捉え方・ポイント

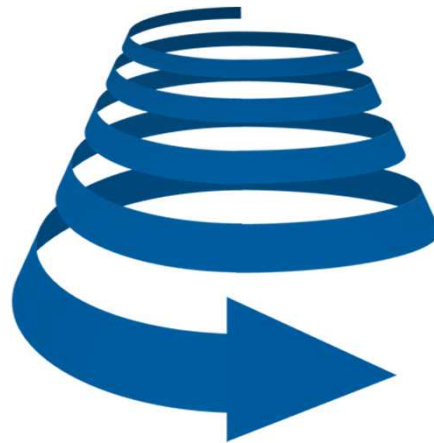
経済的虐待を認定するためには、**本人のお金が本人のために使用されているかどうか**が**焦点**となる。また、養護者の考え方も、他の虐待類型とは異なり、同居でなくても実際に金銭を管理している場合は「養護者」とみなされる場合もある。

2 虐待防止と対応

虐待につながる魔のスパイラル

<職員等>

「**このくらい**なら虐待じゃない」
「冗談のつもりだし」
「周りの職員もそうだし」



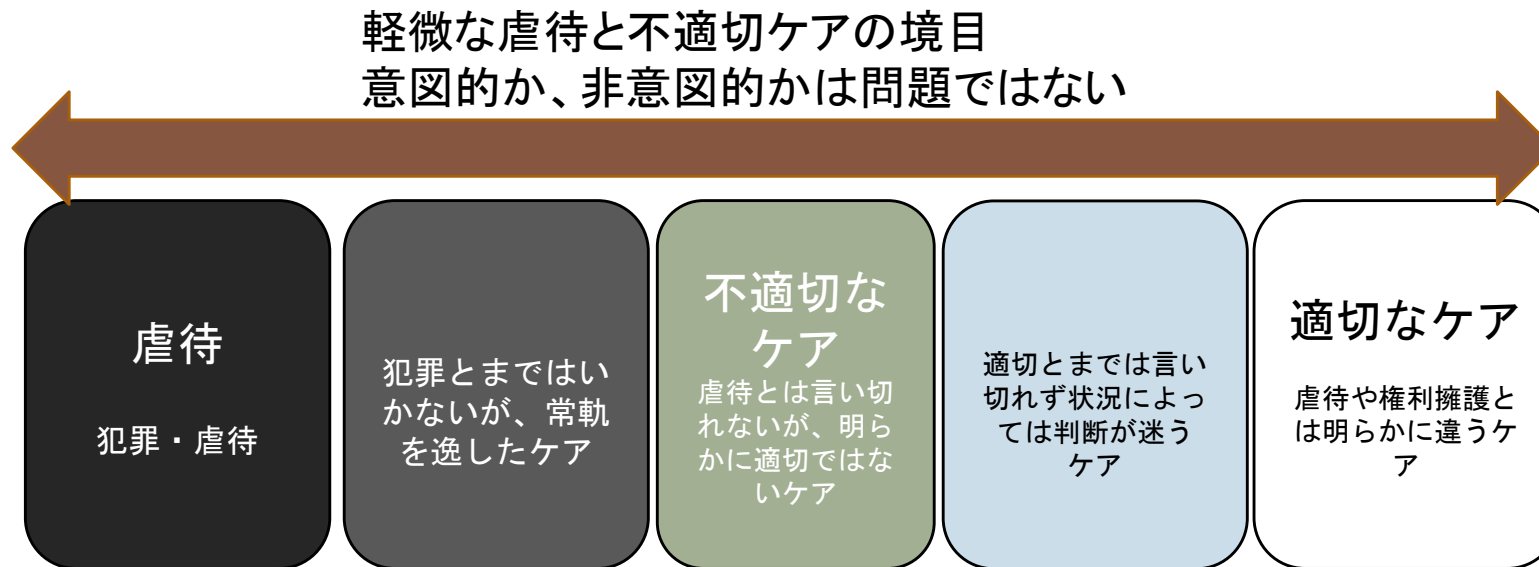
<利用者>

「**このくらい**は我慢」
「ほかに行くところもないし」
「言ったら**仕返し**される」

「**このくらい**」の増幅が大きな虐待につながる

2 虐待防止と対応

虐待と不適切ケア

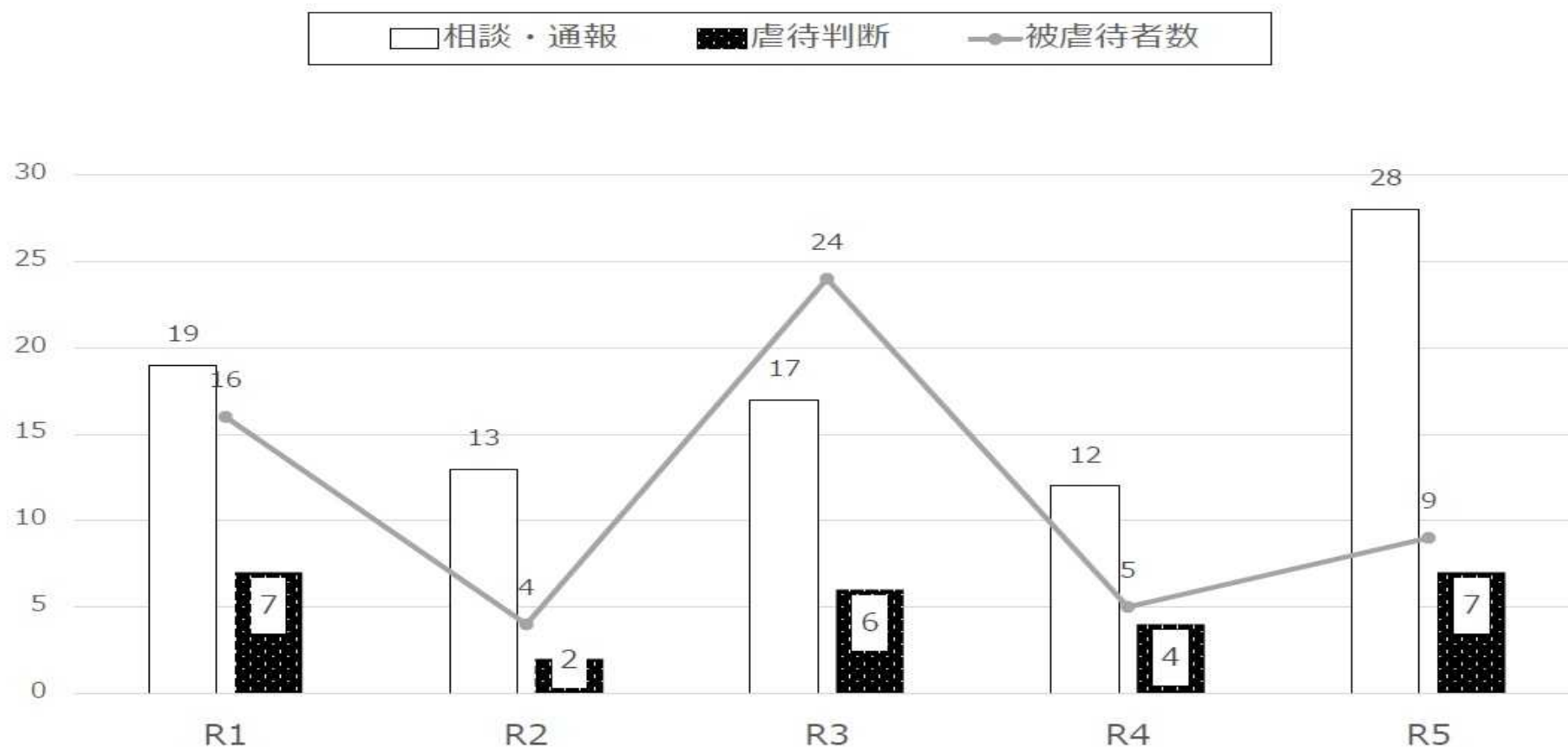


「不適切ケア」はアウトであるという共通認識
専門職としての倫理・責務

日常より「不適切ケアの芽」を摘んでいくことが
虐待防止の第一歩⇒『予防的視点』

2 虐待通報等の現状【施設従事者等】

相談・通報、被虐待認定、被虐待者 件数【高齢者】(県)



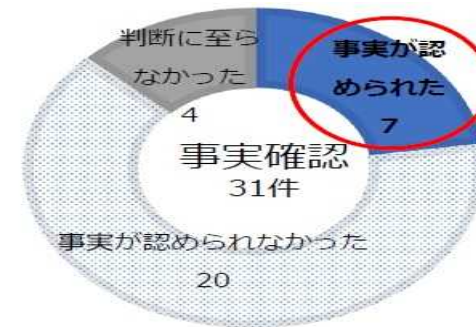
2 虐待通報等の現状【施設従事者等】

事実確認の状況【高齢者】(県)

通報・相談件数 32件

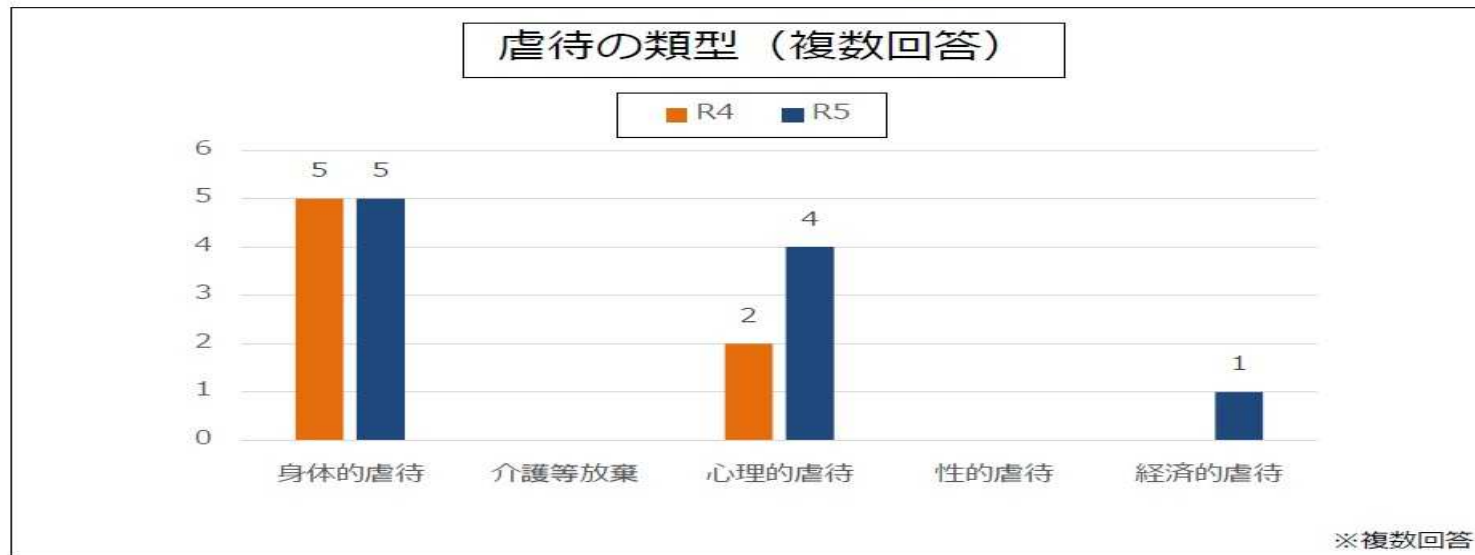
事実確認	実施	31件
事実確認	未実施	1件
調査を予定・検討中		0件

※通報・相談件数は、令和5年以前のものも含む。



【虐待判断に至らなかった理由】

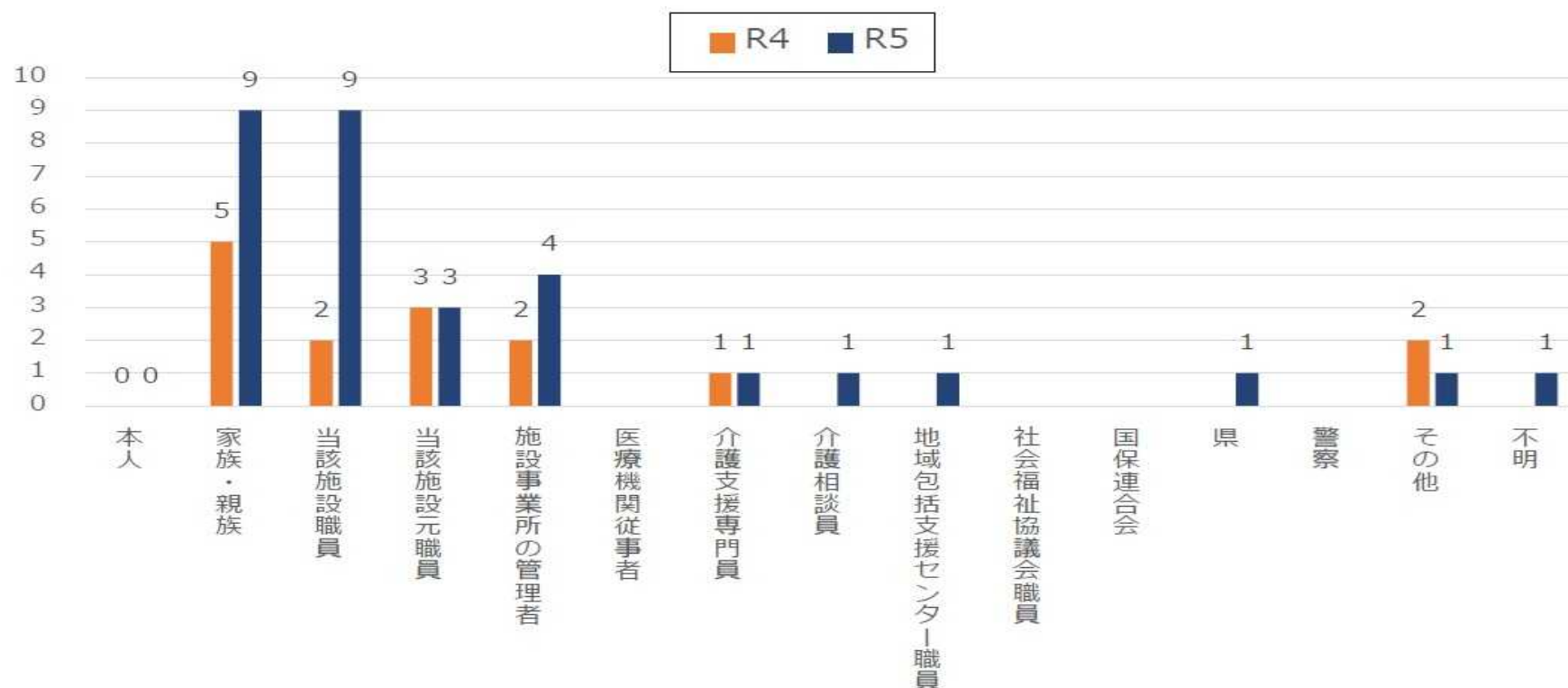
- ・事実の判断に至らず、県と協働で調査（結果虐待判断に至らず）
- ・職員からの聞き取りの結果事実が確認できなかった。
- ・年度末時点では事実確認継続中。



2 虐待通報等の現状【施設従事者等】

相談・通報者の内訳【高齢者】(県)

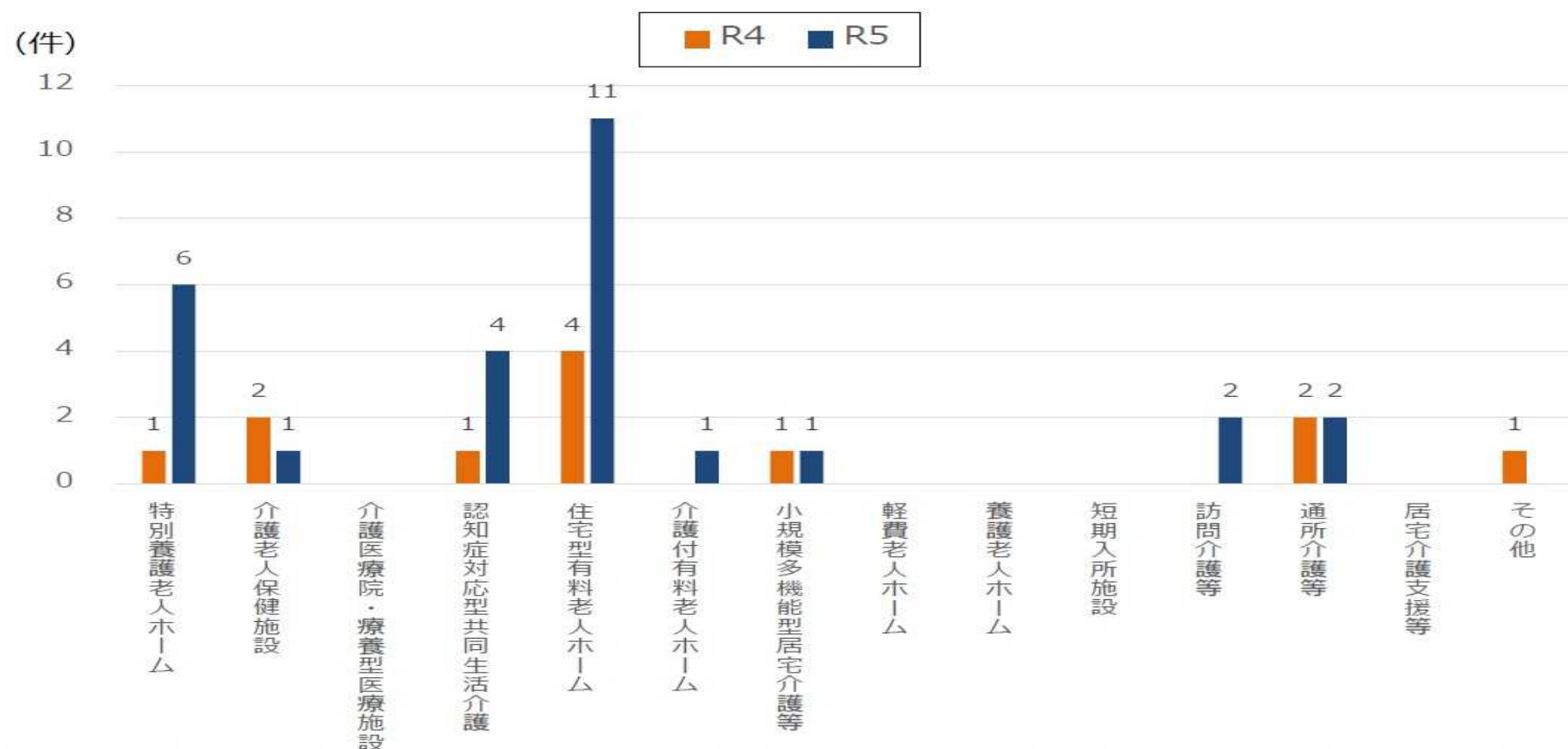
(件)



※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。

2 虐待通報等の現状【施設従事者等】

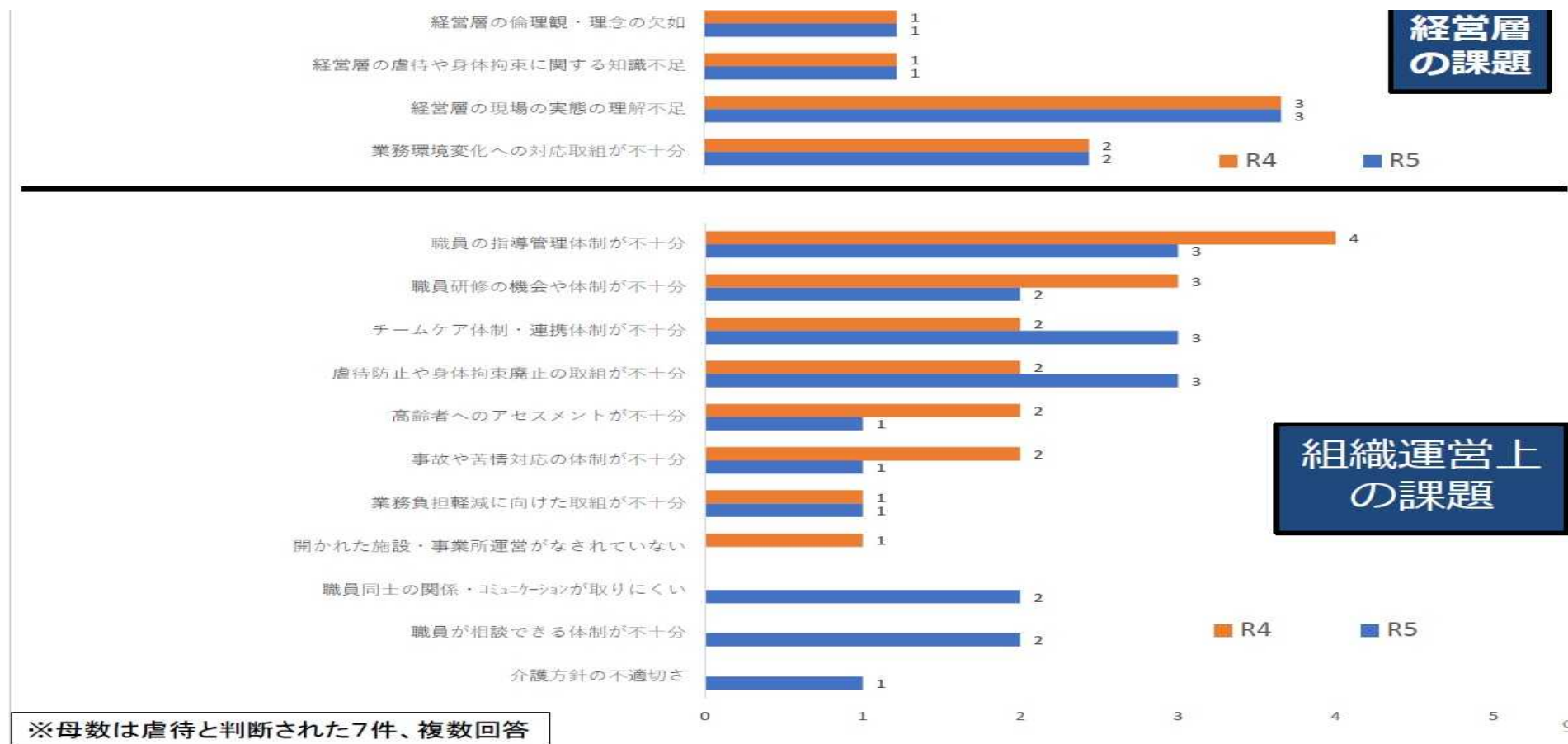
相談・通報者が寄せられた施設等のサービス種別【高齢者】(県)



※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。

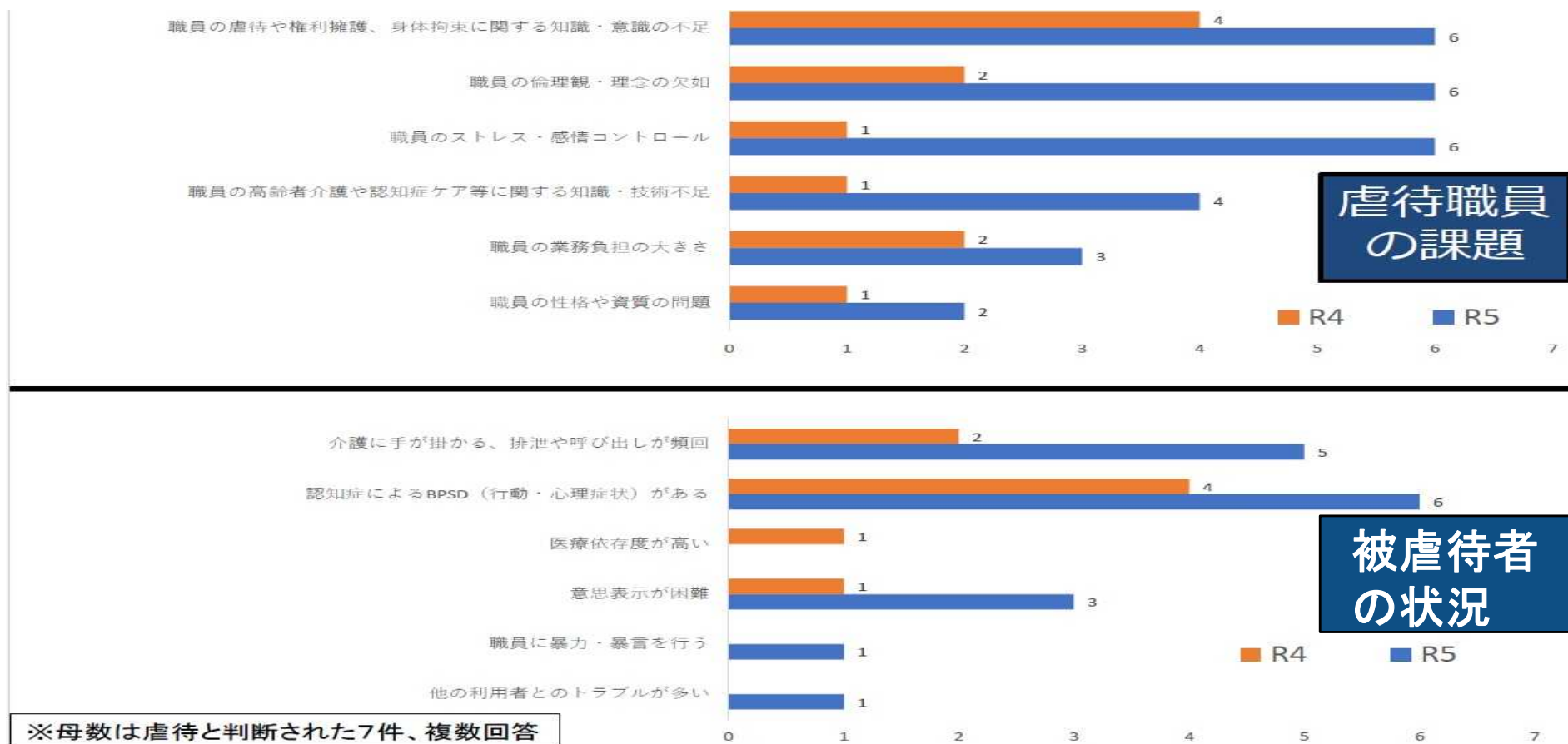
2 虐待通報等の現状【施設従事者等】

虐待の発生要因【高齢者】(県)



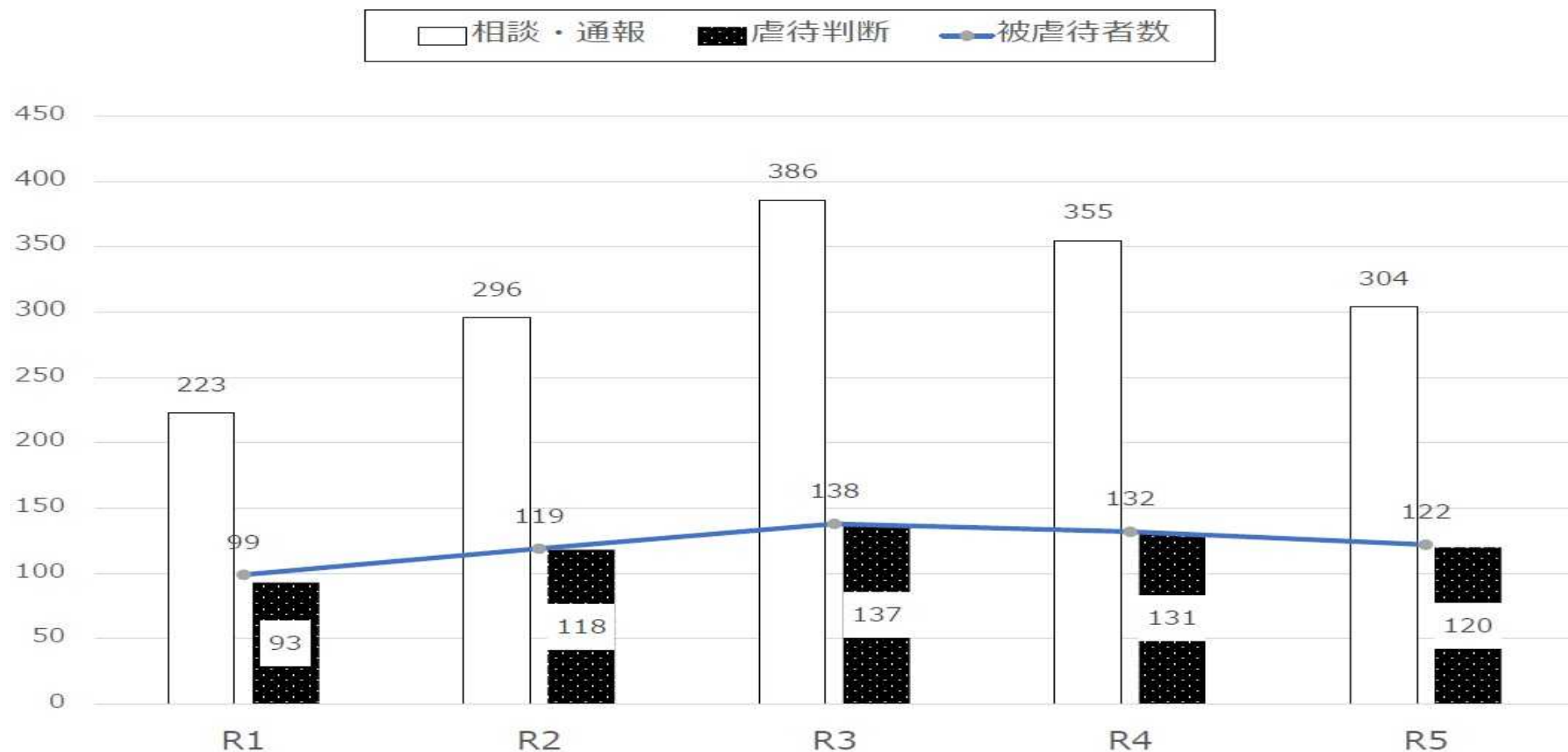
2 虐待通報等の現状【施設従事者等】

虐待の発生要因【高齢者】(県)



2 虐待通報等の現状【養護者】

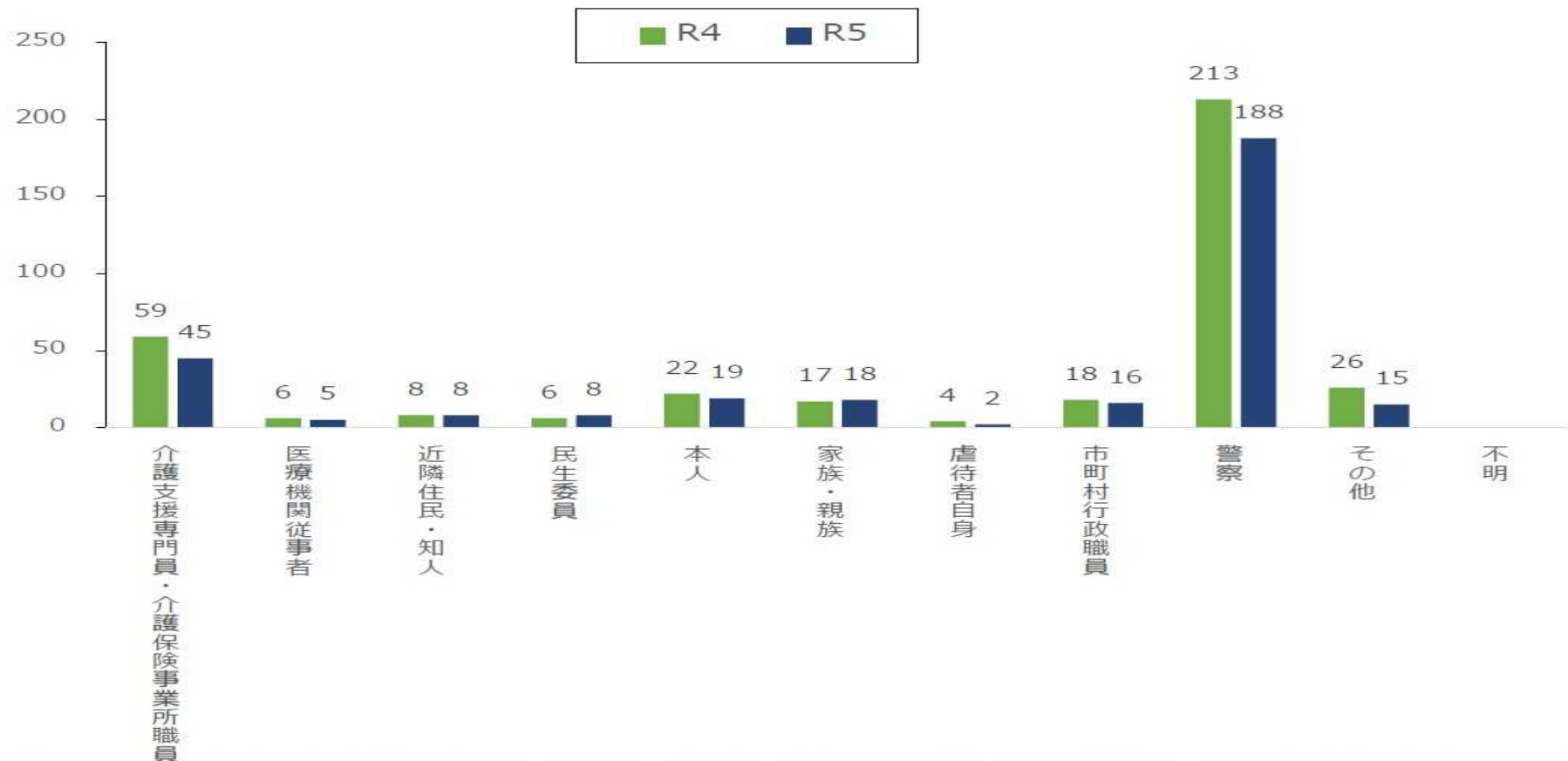
相談・通報、被虐待認定、被虐待者 件数【高齢者】(県)



【令和7年度宮崎県高齢者及び障がい者虐待対応専門職等連絡会議】資料より抜粋

2 虐待通報等の現状【養護者】

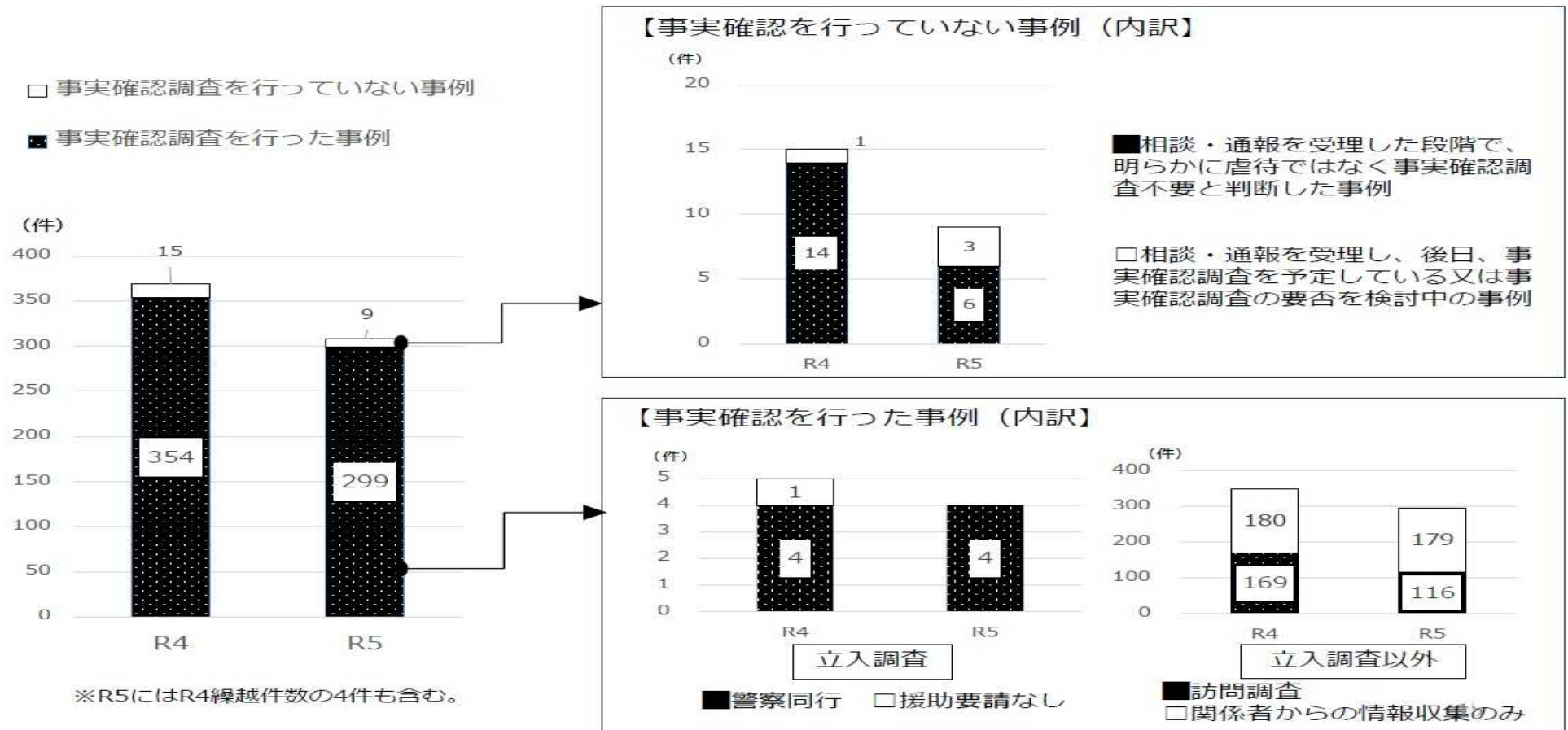
相談・通報者の内訳【高齢者】(県)



※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。

2 虐待通報等の現状【養護者】

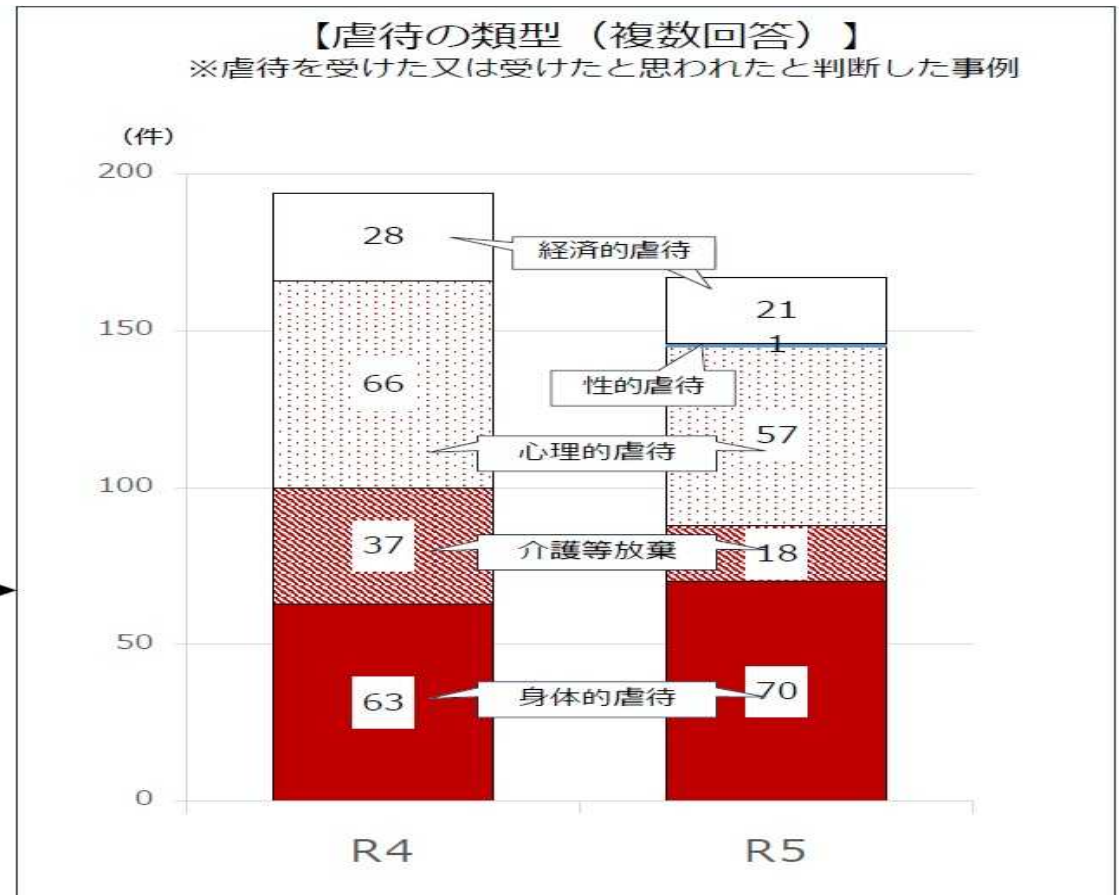
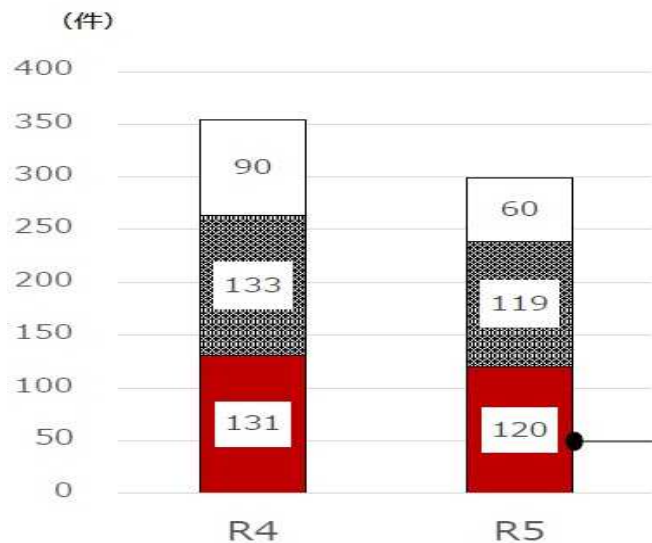
事実確認の実施状況【高齢者】(県)



2 虐待通報等の現状【養護者】

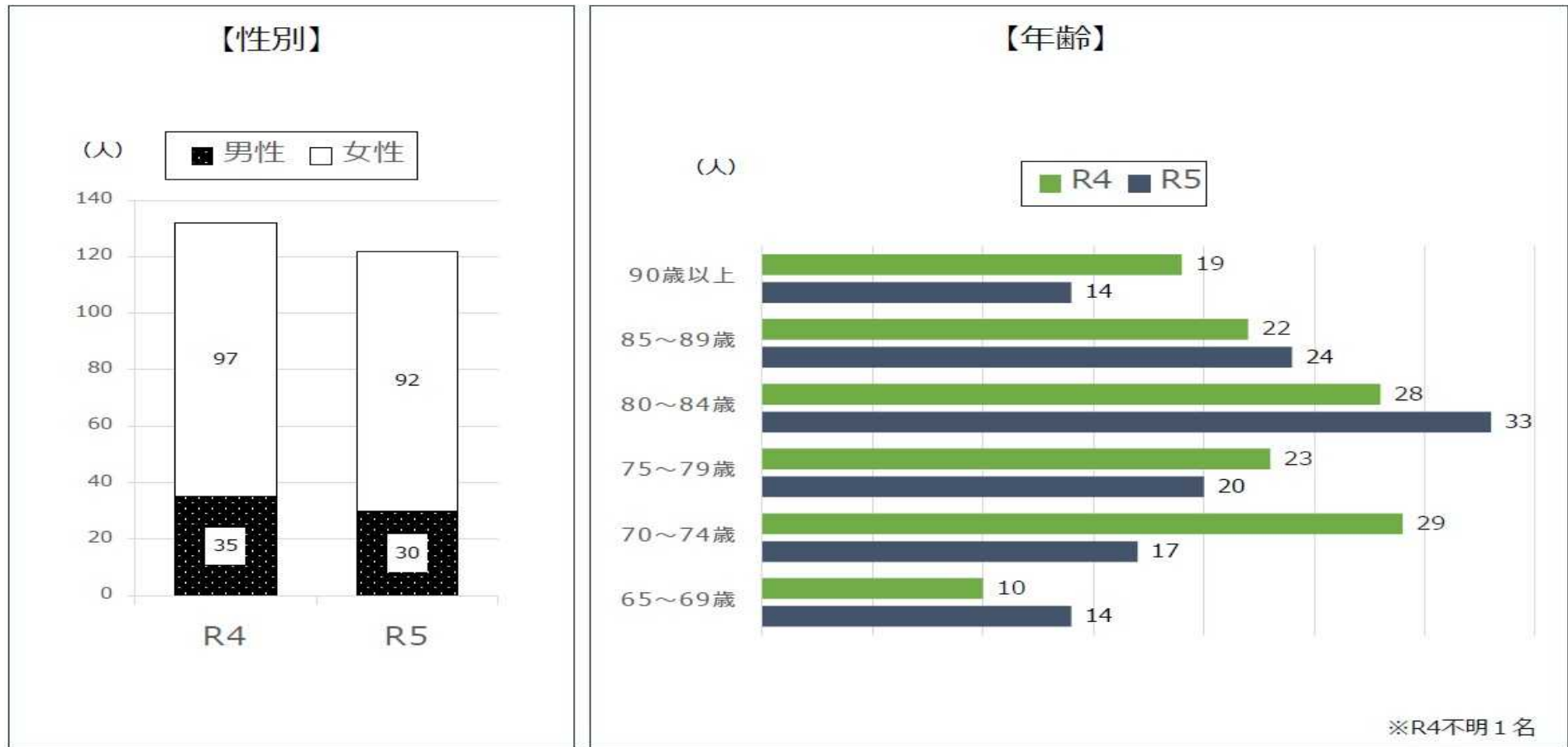
事実確認の結果【高齢者】(県): 虐待判断件数等、虐待の類型

- 虐待判断に至らなかった事例
- 虐待ではないと判断した事例
- 虐待を受けた又は受けたと思われる
と判断した事例



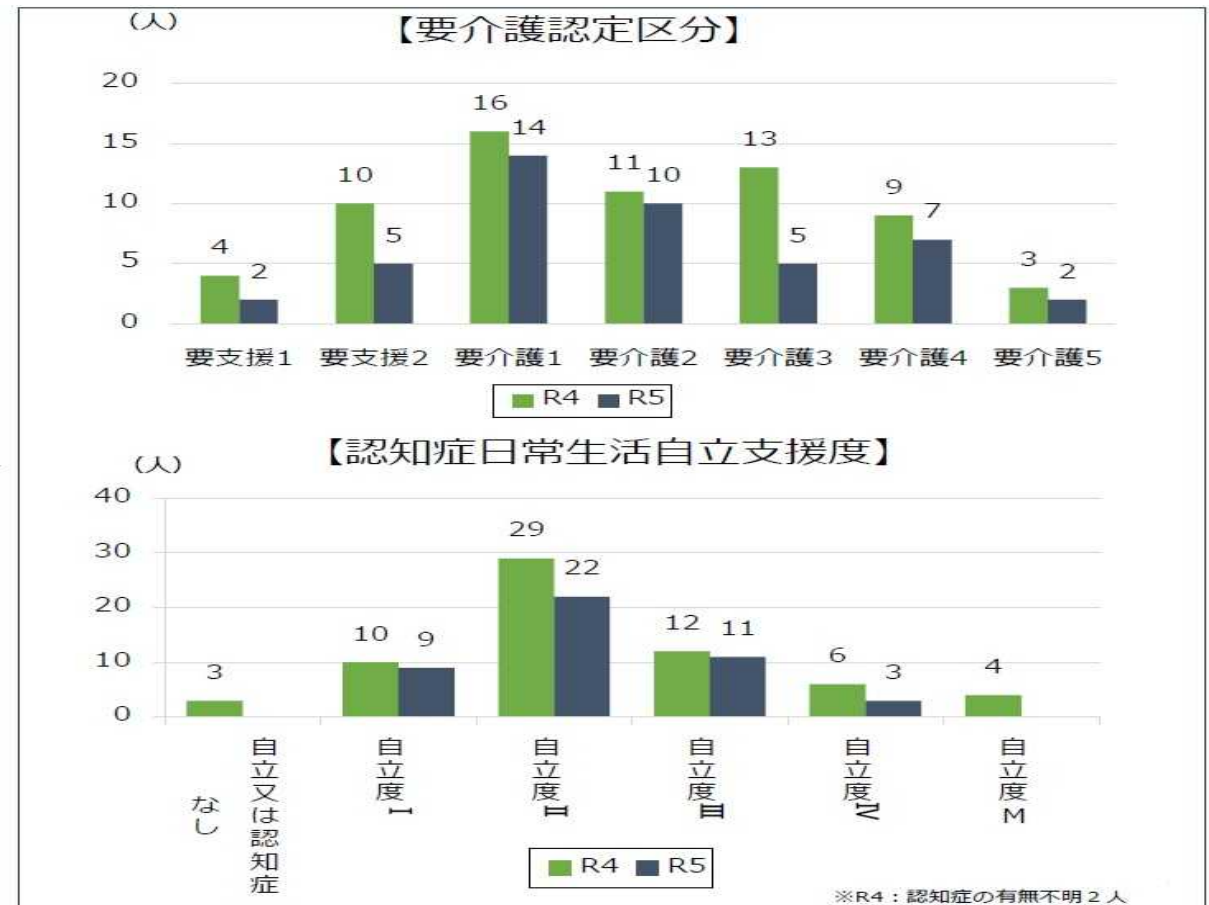
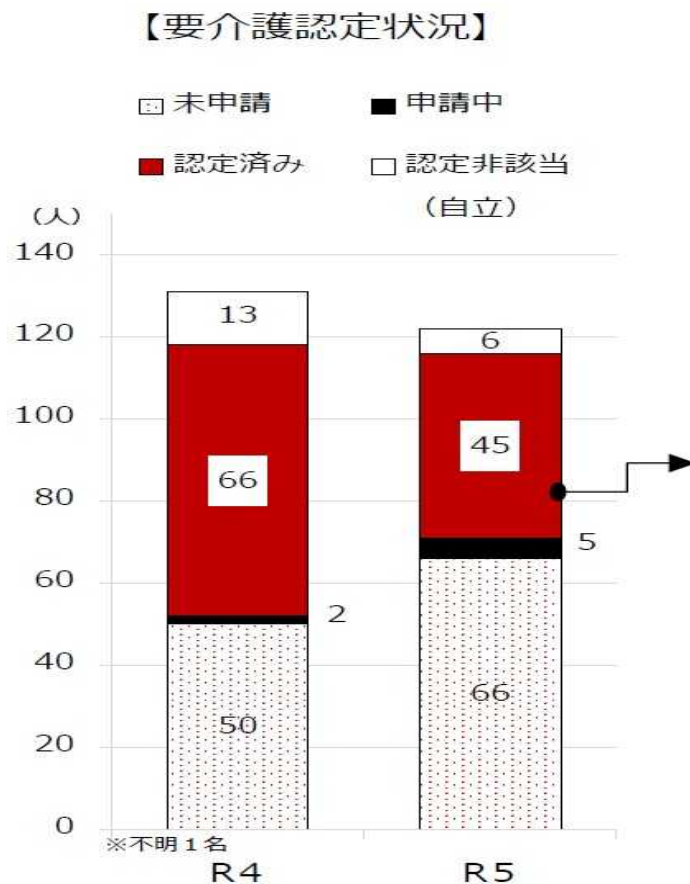
2 虐待通報等の現状【養護者】

被虐待者の状況【高齢者】(県):被虐待者の性別、年齢



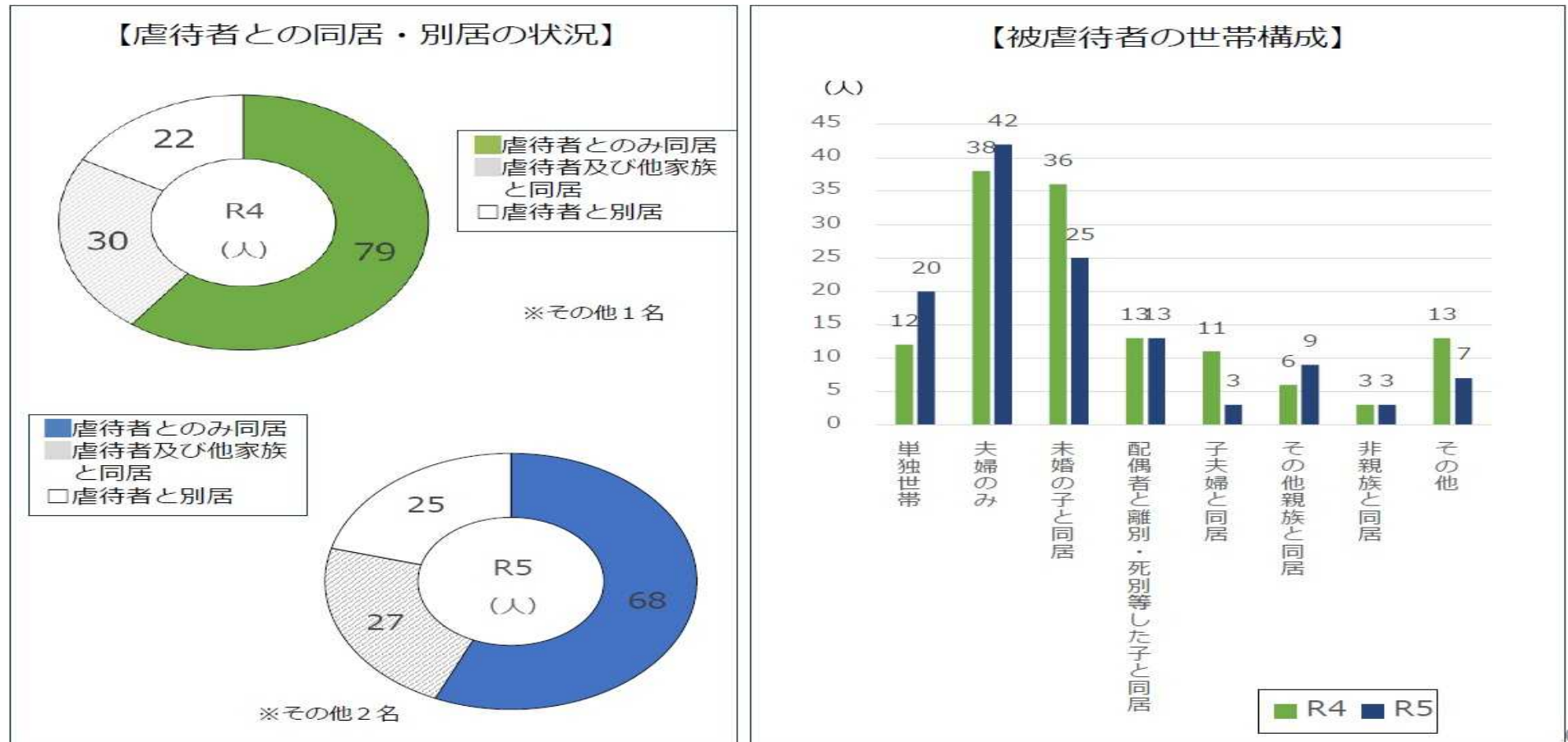
2 虐待通報等の現状【養護者】

被虐待者の状況【高齢者】(県): 養介護認定状況、養介護認定区分、認知症日常生活自立支援度



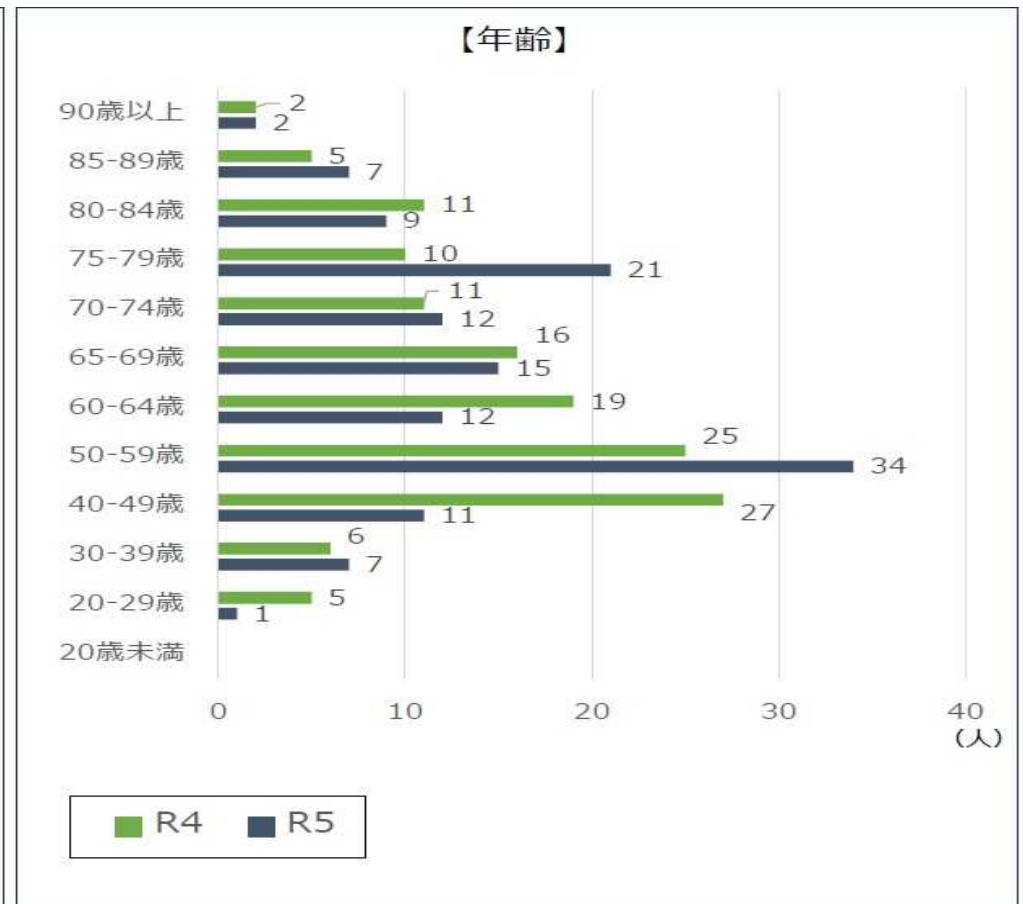
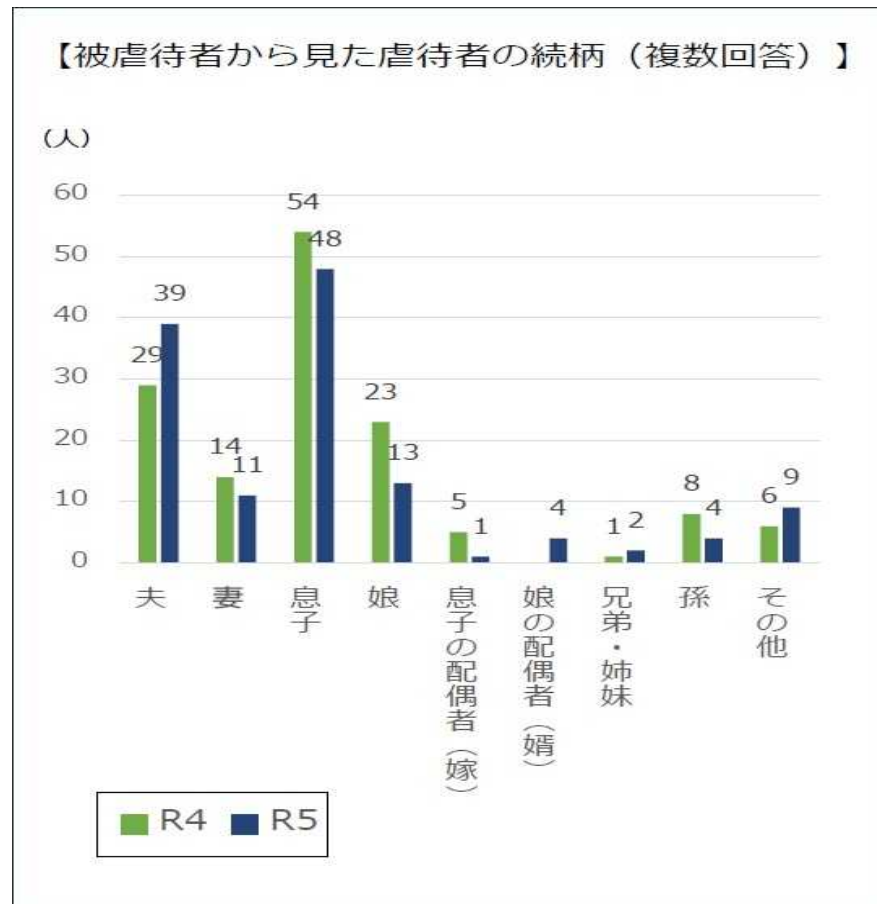
2 虐待通報等の現状【養護者】

被虐待者の状況【高齢者】(県): 世帯構成、虐待者との同居



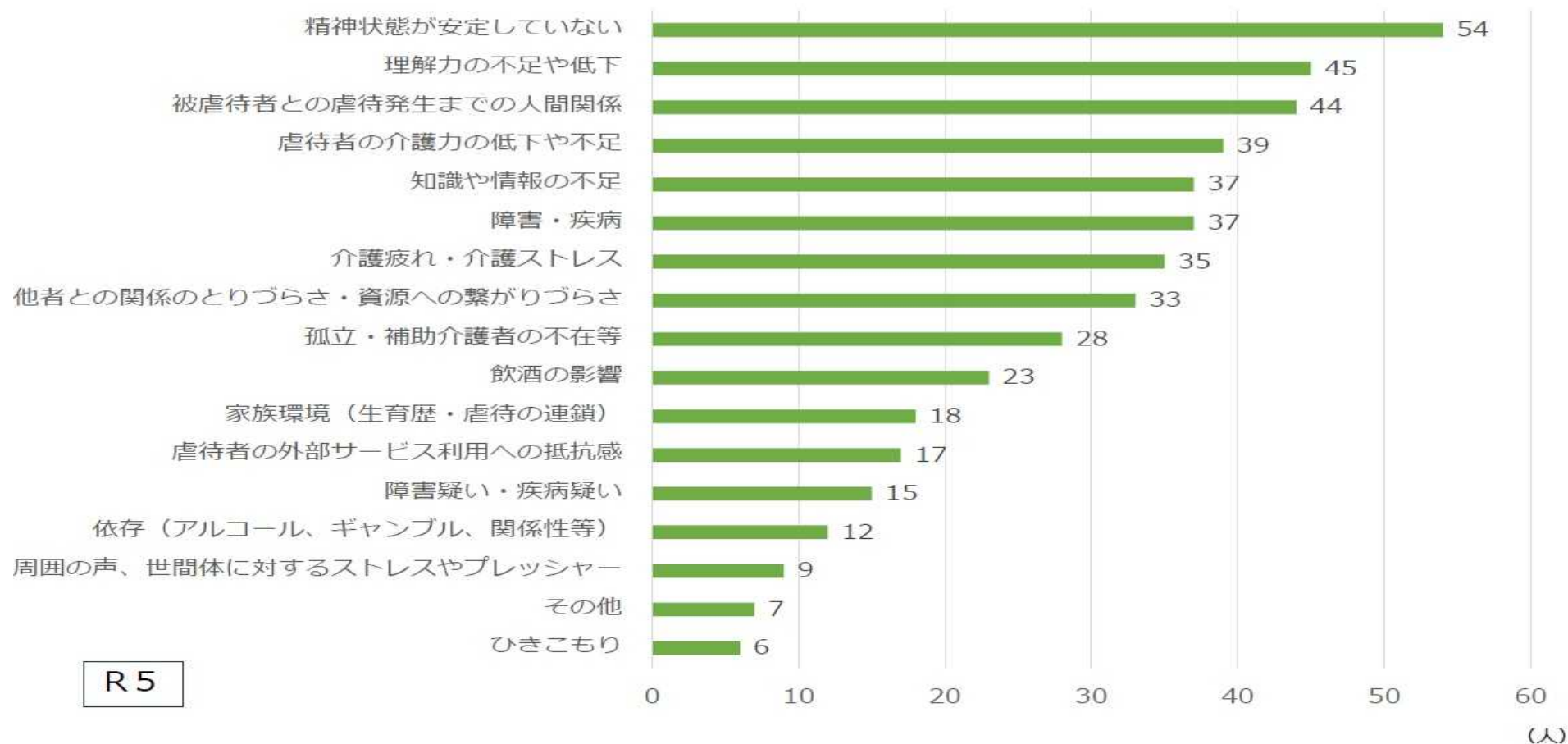
2 虐待通報等の現状【養護者】

虐待者の状況【高齢者】(県): 虐待者の続柄、年齢



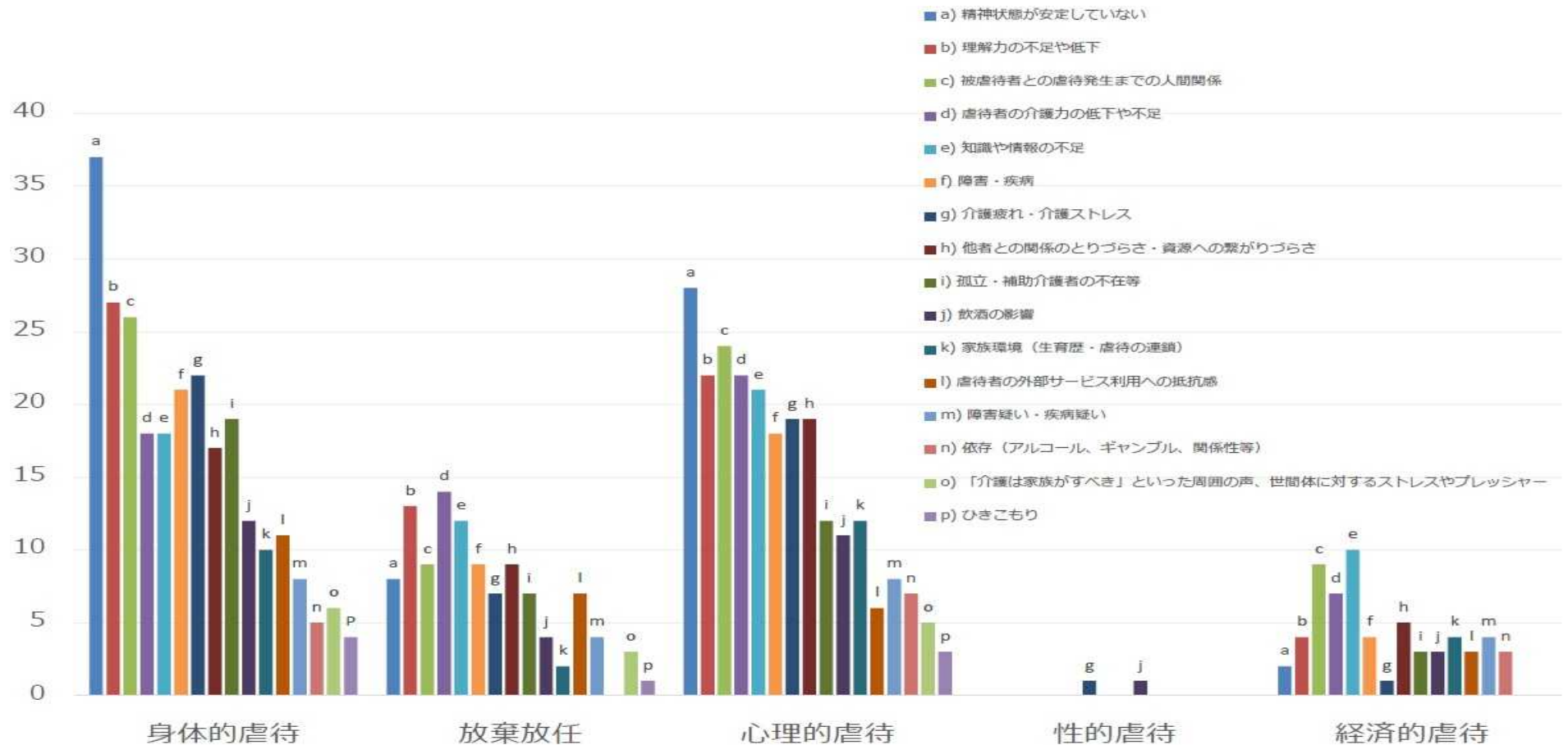
2 虐待通報等の現状【養護者】

虐待者の状況【高齢者】(県): 発生要因や状況(複数回答)



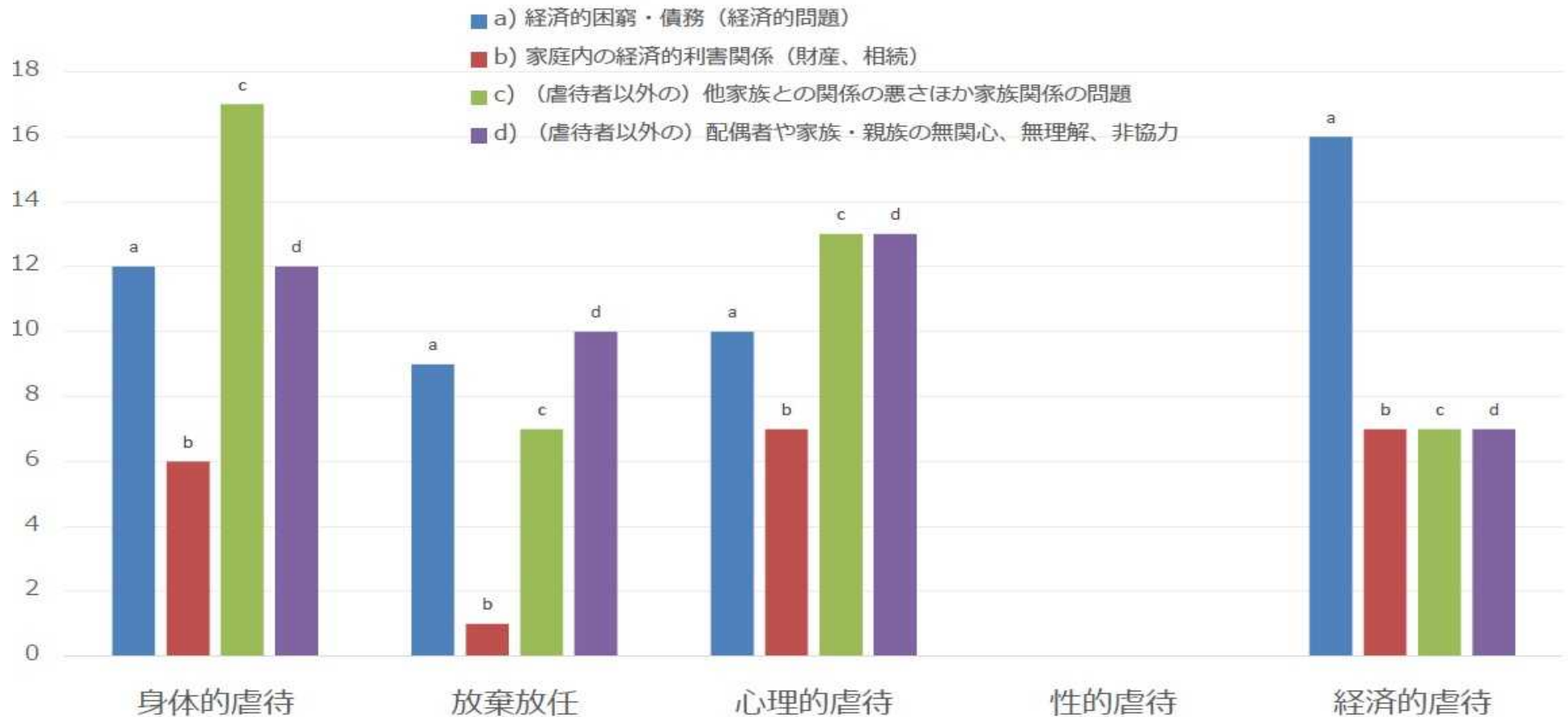
2 虐待通報等の現状【養護者】

虐待者の状況【高齢者】(県): 虐待種別と虐待者の発生要因



2 虐待通報等の現状【養護者】

虐待者の状況【高齢者】(県): 虐待種別と家族の要因(複数回答)



2 虐待通報等の現状【養護者】

虐待事例への対応状況【高齢者】(県): 分離の有無

※調査対象年度以前に事実確認した事例で、対応が対象年度となった事例も含む

(件)

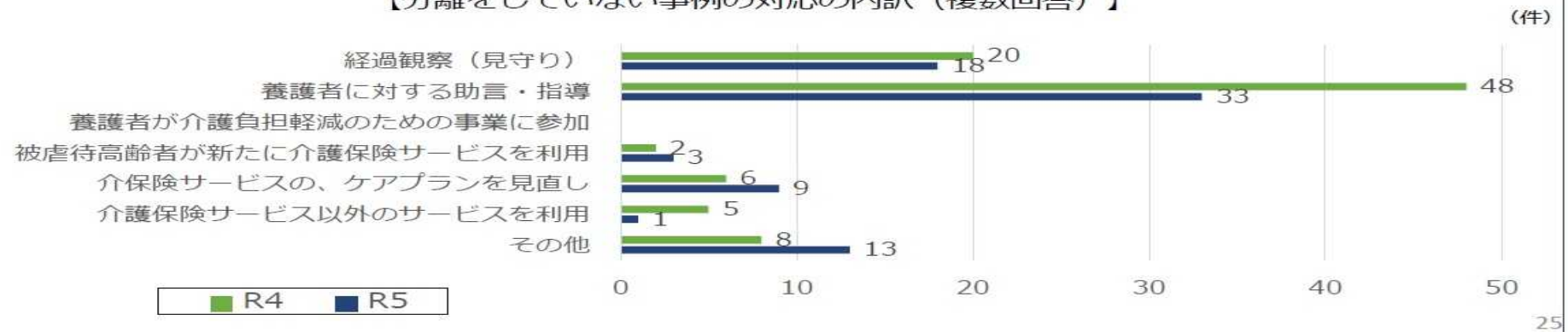
【分離の有無】

	R4	R5
分離を行った	51	54
分離していない	75	60
対応について検討・調整中	5	1
虐待判断時点で分離状態	28	30
その他	8	8

【分離による対応の内訳】

	R4	R5
契約による介護保険サービス利用	10	9
やむを得ない事由等による措置	10	10
緊急一時保護	6	8
医療機関への一時入院	9	13
その他の住まい・施設等の利用	10	6
虐待者を高齢者から分離（転居等）	2	2
その他	4	6

【分離をしていない事例の対応の内訳（複数回答）】



2 虐待通報等の現状【養護者】

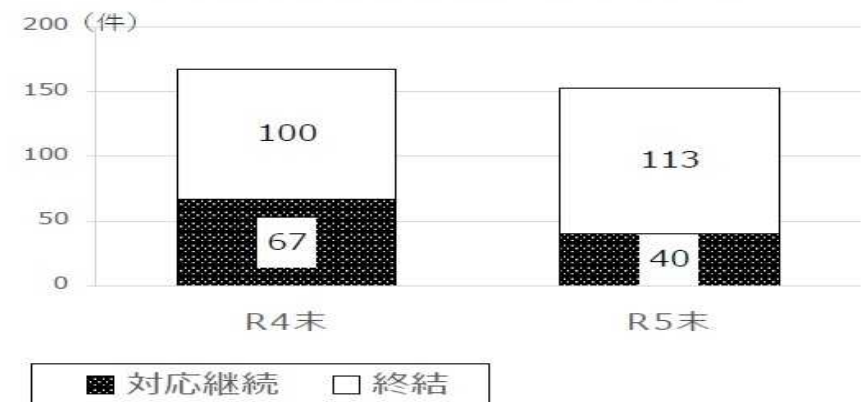
虐待事例への対応状況【高齢者】(県): 成年後見制度利用状況、養護者への支援

※調査対象年度以前に事実確認した事例で、対応が対象年度となった事例も含む

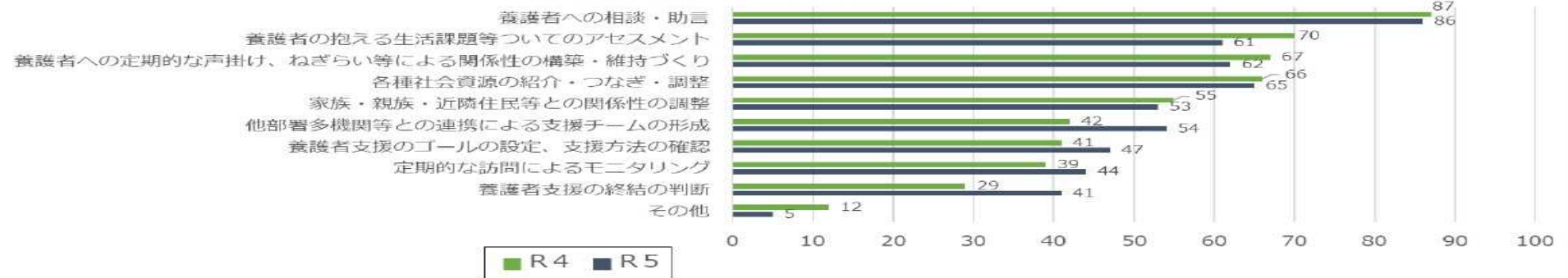
【成年後見制度、日常生活自立支援事業利用状況】

	R4	R5
被虐待者数	167	153
成年後見制度		
利用手続きなし	147	133
利用開始済(対象年度前)	3	2
利用開始済(対象年度内)	13	10
利用手続き中	4	8
(内数)市町村申立あり	16	16
市町村申立なし	1	2
日常生活自立支援事業		
利用開始手続きなし	164	151
利用開始手続きあり	3	2

【調査対象年度末対時点での対応状況】



【養護者支援の取り組み内容】



2 虐待防止と対応

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽チェックリスト(通所サービス版)

虐待の芽チェックリスト(入所施設版)

虐待の芽チェックリスト(相談援助職版)

2 虐待防止と対応

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)	
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
2	利用者に対して、アセスメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ！」など)で接していませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
7	利用者に悪意・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
9	食事や入浴介助の無理強いなど、介護方法を工夫しないままに利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
13	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることにについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	無碍 (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
14	家族が行っている不適切ケアについて、誰にも連絡・相談せずにそのままにしていますか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)
15	居宅サービス計画の内容に課題がある、利用者への支援体制に課題があると感じても、介護支援専門員に連絡・相談せず、そのままにしていますか？	している	していない (※は利用者の人で、 該当する人はいる)

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

☆無記名で定期的に実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組みることにより虐待防止につながります。また、虐待と関わることがあった場合は市町村へ通報義務があります。
※管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。
※参考及び引用)東京都社会福祉協議会高齢者虐待防止委員会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心社会介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(通所サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
2	利用者に対して、アセスメント・通所介護計画書等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ！」など)で接していませんか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
4	利用者への声掛けなしに介助したり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	見当ごとく 無いことがあまる
7	利用者の参加しやすさや尊厳保持、自立支援を考えずに、流れ作業的にレクリエーションを実施していませんか？	ある	ない	見当ごとく 無いことがあまる
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア(排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど)をしていますか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
13	利用者に対して乱暴で難な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていますか？	している	していない	見当ごとく 無いことがあまる
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	無碍	(※は利用者の人で、 該当する人はいる)
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか？	ある	ない	—

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

☆無記名で定期的に実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組みることにより虐待防止につながります。また、虐待と関わることがあった場合は市町村へ通報義務があります。
※管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。
※参考及び引用)東京都社会福祉協議会高齢者虐待防止委員会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人徳心社会介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」

2 虐待防止と対応

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト(入所施設版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
2	利用者に対して、アセスメント・施設サービス計画書に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など)で接していませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる いない 見たこと・聞いたことがある
7	利用者に必要な日用品(眼鏡、義歯、補聴器など)や道具(コールボタンなど)が壊れていたり、使えなかったりしていませんか？	している していない —
8	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり(落書きをする、くすぐるなど)をしたりしていませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア(排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど)をしていませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
13	利用者に対して粗暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？	している していない 見たこと・聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関する相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい 良好 —
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありますか？	ある ない —

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

☆無記名で定期的に実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と関わる機会があった場合は市町村へ通報義務があります。

管理者や虐待防止担当者に関する担当者への相談をする事も有効的です。

参考及び引用) 東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター生活相談員研修委員会 平成 19 年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人恩恵介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(相談援助職版)

(介護支援専門員等)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

種類	番号	チェック項目	チェック欄(○)
心理的 (※横断型は想定方向のマトリクスを明示していません)	1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	2	利用者に対して、居宅サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ!」など:スピーチロック等)で接していませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	4	利用者への声掛けや了解なしに体に触れたり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関で話題にしたり、明確な目的がなく個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	6	利用者に対して会話を拒否するように「ちょっと待って」「また今度」等を繰り返すなどの対応をしていませんか？	いる いない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	8	利用者の意向や意見、訴えに対して、不当に無視や否定的な態度をとったりしていませんか？(「どうせ言ってもわからない」等決めつけてしまうことも含む)	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	9	利用者の理解や同意を得ないままに、利用者の意向を踏かず家族の意向を優先したり、支援者が良かれと思った介護サービス等の利用を押し付けたりしていませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	10	利用者や利用者の家族の言動を、ふざけるなどしてあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
身体的	11	利用者の行動を制限するような「つなぎ服」や「ミトンの手段」、「中から開かないように外から鍵を閉める」など、身体拘束と意識せずに(又は意識していても)拘束や否定(見直しすること含む)していませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？(同意なく利用者の金銭の預かりや管理、制限すること含む)	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
経済	13	家族や和人、関係者等が行っている不適切ケアについて、管理者や地域包括支援センター等に連絡・相談せず、そのままにいませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
	14	利用者やその家族の状況や支援体制に課題があると感じても、保護者や地域包括支援センター等に連絡や相談をせず、そのままにいませんか？	している していない (虐待以外の人で) 数人する人がいる
通報義務	15	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることにについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい 良好 (虐待以外の人で) 数人する人がいる

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

☆無記名で定期的に実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と関わる機会があった場合は市町村へ通報義務があります。

管理者や虐待防止担当者に関する担当者への相談をする事も有効的です。

参考及び引用) 東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター生活相談員研修委員会 平成 19 年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人恩恵介護老人福祉施設いずみえん作成「虐待の芽チェックリスト」作成協力) NPO 法人東京都介護専門員研究協議会

2 虐待防止と対応

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
		している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
2	利用者に対して、アセスメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調(「○○して」「ダメ！」など)で接していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる

2 虐待防止と対応

虐待が疑われるサイン

【身体状況・けが等】

外傷等、脱水症状、栄養失調、体重の減少、など

【生活状況】

衣類・寝具・身体が不潔、拒食や過食、不眠の訴え、など

【話の内容】

恐怖や不安の訴え、保護の訴え、強い自殺念慮、金銭の訴え、など

【表情・態度】

おびえ、不安、無気力、態度の変化、など

【サービスなどの利用状況】

家族が受診を拒否、入退院の繰り返し、サービス費の滞納、など

【養護者の態度等】

冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、暴言、など

2 虐待防止と対応

虐待が起きたと疑われるとき、起きたときの対応

○保健医療福祉関係者の早期発見努力義務（高齢者虐待防止法第5条）
虐待は、あると思われなければ見えてこない

○虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、通報義務
（高齢者虐待防止法第7条）
様々な秘密漏洩罪、守秘義務違反よりも優先する

○虐待を受けたと「思われる」状態の発見で通報できる。
（高齢者虐待防止法第7条）
証拠や根拠がなくても通報できる

○通報後の対応は通報者を特定させるものを洩らさずに行われる
（高齢者虐待防止法第8条）

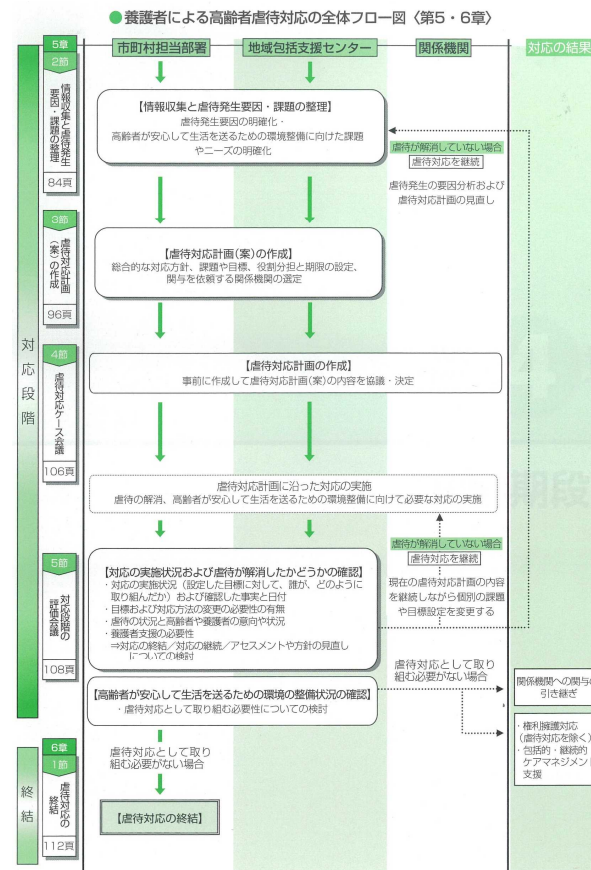
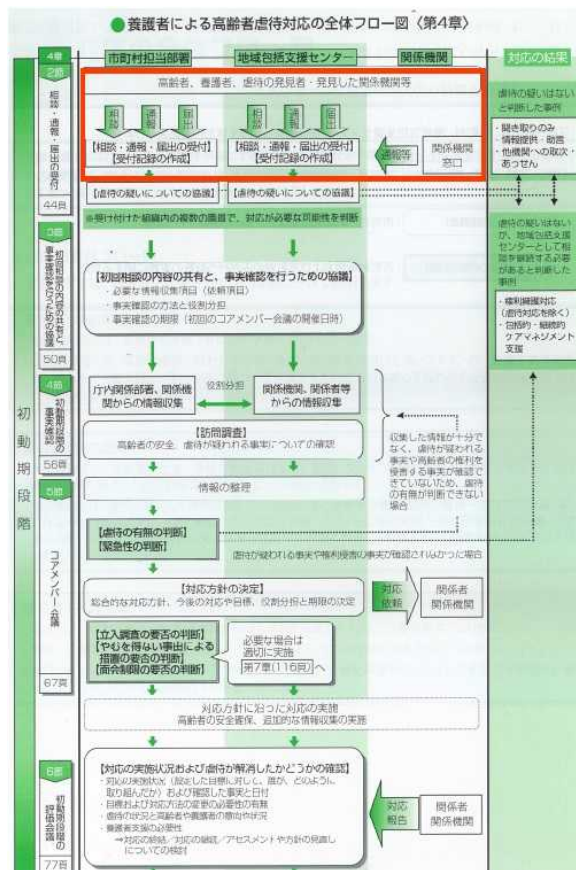
2 虐待防止と対応

虐待が起きたときの対応

- 「虐待になる前に相談しよう」「不適切かもしれないから言っておこう」と考えて、地域包括支援センターや市町村に相談
「虐待だから通報しよう」と考えるよりも前に！
- 「見たまま」「聞いたまま」を知らせ、記録する
虐待という言葉を記録する必要はない

2 虐待防止と対応

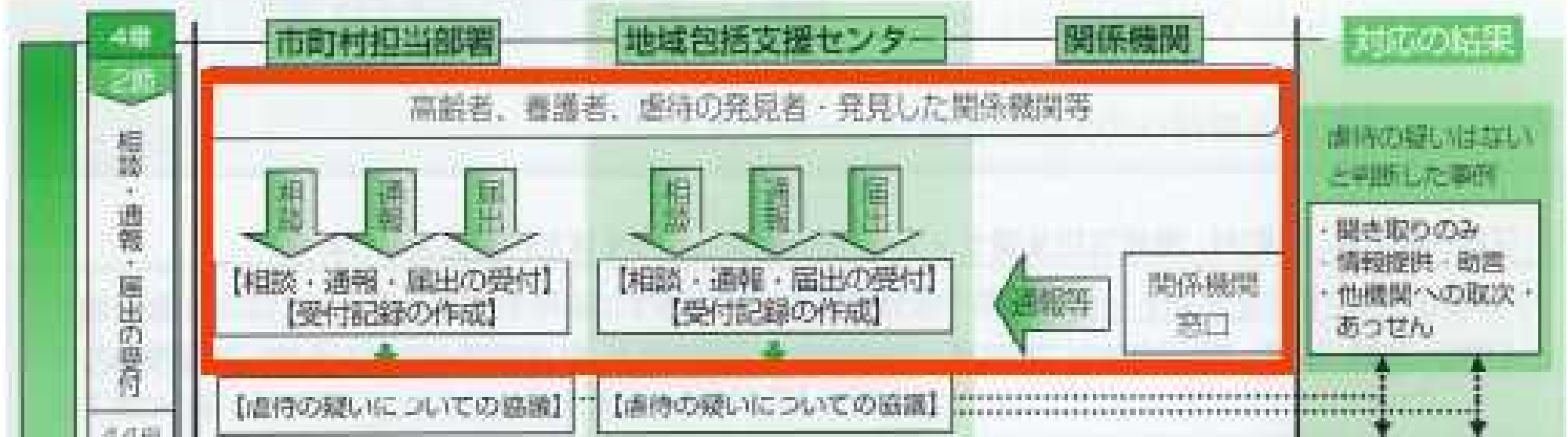
虐待が起きたときの対応



2 虐待防止と対応

虐待が起きたときの対応

● 養護者による高齢者虐待対応の全体フロー図〈第4章〉



2 虐待防止と対応

私たち支援者にできること

今の自分にできることを考えよう！
小さなことでもアクションを起こそう！
自分の想いを話せる相手・仲間を見つけよう！
相談・通報する勇気を持とう！
あきらめず、粘り強く！



支援者は誰かのせいにして逃げることができるかもしれない
でも…**利用者に逃げ場があるか？**
私たち支援者は、常に利用者の味方・代弁者でいよう！

ご静聴ありがとうございました

